【参考：養殖生産契約書等の例】

○○の養殖生産に関する契約書（案）

　○○漁業協同組合（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、甲が「もうかる漁業創設支援事業」を実施するに当たり、○○の養殖生産に関し、次のとおり契約を締結する。

（○○の生産）

第１条　乙は、○○改革計画（認定日：　年　月　日）に基づいて○○の養殖生産を行い、得られた生産物をすべて甲に納入するものとする。

２　乙は、水産業体質強化総合対策事業実施要綱及びもうかる漁業創設支援事業実施要領の定めに従うとともに、甲から求められた場合は当該事業に係る証拠書類の提出及び報告等を遅延無く行うものとする。

（期間）

第２条　契約期間は、平成　年　月　日から平成　年　月　日までとする。

（養殖用施設等）

第３条　改革計画に基づいて乙が行う○○の養殖生産活動に必要な筏等の施設及び漁船（以下「養殖用施設等」という。）は、乙において手配し、本契約に基づく養殖生産を開始する前に甲の確認を受けるものとする。

２　乙は、善良なる管理者の注意をもって、使用する養殖用施設等を維持しなければならない。

３　第１項の規定によって甲の確認を受けた養殖用施設等が使用不能となった場合においては、乙は、速やかに、その旨を甲に通知するとともに、これに代わる養殖用施設等を手配し甲の確認を受けるものとする。

（資材等）

第４条　改革計画に基づいて乙が行う○○の養殖生産活動に必要な種苗、餌、燃油その他の資材及び器具・備品（個人的消費に供されるものを除く。以下「資材等」という。）は、甲の負担により、乙に供給するものとする。

２　乙は、必要とする資材等の数量を○日前までに書面によって甲に対し通知し、甲は書面を受領後、速やかに要求された資材等を乙に引き渡さなければならない。

３　乙は、甲から資材等の引渡しを受けたときは、甲に対して受領証を交付するものとする。

４　乙は、甲から資材等の引渡しを受けた後、資材等を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならず、これらを本契約に基づく養殖生産活動にのみ使用するものとし、第三者に対して、譲渡若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。

５　乙は、甲から種苗の引渡しを受けた後、これを適切に管理するものとし、養殖物に斃(へい)死又は疾病等が発生したときは、直ちに、甲にその状況を報告し、甲乙協議の上対応を決定するものとする。

６　甲より引渡しを受けた資材等（種苗及び養殖物を除く。）が滅失又は毀損したときは、乙は、直ちに、甲にその状況を通知し、甲の指示に従うものとする。

７　前項の滅失又は毀損が、乙の責めに帰すべき事由によって生じたときは、乙は、甲にその賠償金を支払わなければならない。

８　乙は、甲から引渡しを受けた資材等の使用状況について甲から報告を求められたときは、速やかに、甲に報告するものとする。

９　乙は、甲から引き渡しを受けた資材等のうち、契約期間終了時において未使用のものについては、速やかに、これを甲に返納しなければならない。

（生産物の取扱）

第５条　本契約に基づく養殖生産によって得られた生産物は、甲が認定改革計画に基づいて販売するものとする。

（検品）

第６条　甲は、生産物を受領後、速やかに、規格及び数量の検査を行い、乙にその結果を通知するものとする。

（生産費用の支払）

第７条　甲は、○○の養殖生産費用として、金「　　　　　　　」（うち消費税額　　　円）を乙に支払う。

２　前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の第７２条の８２及び第７２条の８３の規定により算出したものである。

３　甲は、乙から適法な支払請求書を受理した日から○日以内に、生産費用の支払を行うものとする。

４　乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により生産作業を中止したときは、その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を第１項に定める額から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

５　甲は、故意又は過失により支払期日までに養殖生産費用を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

（解約）

第８条　次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。

　（１）乙がこの契約の条項に違反したとき。

　（２）第３条第３項に規定する場合において、乙がこれに代わる養殖用施設等を手配できないとき。

　（３）自然災害その他生産活動に従事する者の責に帰さない事由による場合を除き、生産状況が著しく好ましくないとき。

　（４）「もうかる漁業創設支援事業実施要領」（平成２１年４月１日付け２０水管第２９０６号水産庁長官通知）第１の５の規定により、水産庁長官が甲に対して当該事業の中止等を命じたとき。

　（５）乙が次の各号の一に該当すると認められるとき。

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

　（６）乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合

ア　暴力的な行為

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ　偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

オ　その他前各号に準ずる行為

２　甲が前項の規定により解約の申入れをしたときは、その解約の申入れをした際甲が指定した日に、この契約は終了する。

３　前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

（事情変更）

第９条　経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

（秘密保持）

第１０条　甲及び乙は、本契約に関連して知り得た他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を　外部に漏洩しないよう厳重に管理し、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に開示してはならない。

（別途協議）

第１１条　この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

　　この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙各１通保有する。

 平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　○○県○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　○○漁業協同組合

 　　　　　　　　　　　　　　　代表理事　○○○○

 　　　　　　　　　　　　　　　乙　○○県○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○